

新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関するQ&A（その2）

2014年11月26日に決議、翌27日に条件決定いたしました新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際し、投資家の方から多くのお問い合わせを頂戴しております。

多く寄せられているご質問について、当社としての追加の回答を下記の通り掲載させていただきますので、ご参照いただければ幸いです。

Q1．新株式および転換社債型新株予約権付社債（以下、本CB）は、購入できるのか？

A1．新株式および本CBは、日本時間の11月26日深夜の時点で、合計414億円のすべてが海外の機関投資家に完売（約定済み）しています。なお、払込期日は12月12日です。

Q2．経営者保有の当社株式を売却した事実はあるのか？

A2．当社代表取締役の山海社長は、保有する当社株式の一部を貸株用に提供していますが、当社株式の売り出し及び売却を行った事実はありません。なお、本海外募集から払込期日後180日間はロックアップ期間として、主幹事の事前承諾なく保有する当社株式の売却等を行わない旨の合意をしています。また、大株主である大和ハウス工業株式会社も当社株式の売り出し及び売却を行った事実はなく、同様のロックアップに合意しております。